

## 福山市ＪＲ福山駅周辺地区交通バリアフリー 基本構想に係る交通安全特定事業計画

高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第３条の規定による基本方針及び第１１条の規定に基づき，また，福山市ＪＲ福山駅周辺地区交通バリアフリー基本構想に即して，ＪＲ福山駅周辺重点整備地区の交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

### 記

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添図面のとおり）
  - (1) ＪＲ福山駅から福山市役所，福山郵便局までについての道路の区間  
市道福山駅箕島線  
市道桜町線
  - (2) ＪＲ福山駅から福山ロツツ（男女共同参画センター）までについての道路の区間  
市道三之丸７号線  
市道西町三之丸１号線
  - (3) ＪＲ福山駅から中央公園（市民会館）までについての道路の区間  
市道福山駅手城線  
市道元町霞町１号線
  - (4) ＪＲ福山駅から市民参画センターまでについての道路の区間  
市道木之庄丸之内１号線  
市道丸之内東町１号線
  - (5) ＪＲ福山駅からふくやま市民交流館までについての道路の区間  
市道丸之内２号線  
市道丸之内１号線
  - (6) ＪＲ福山駅から人権平和資料館までについての道路の区間  
市道西町東深津１号線  
市道西町１０号線  
市道西町本庄線
- 2 前号の特定道路区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
  - (1) ＪＲ福山駅から福山市役所，福山郵便局までについての道路の区間
    - ア 実施事業内容  
道路標識等の高輝度化
    - イ 事業予定期間 平成１８年度から平成２２年まで
  - (2) ＪＲ福山駅から福山ロツツ（男女共同参画センター）までについての道路の区間
    - ア 実施事業内容  
道路標識等の高輝度化  
三之丸（東）交差点 歩車分離式信号機への改良  
三之丸（西）交差点 歩車分離式信号機への改良
    - イ 事業予定期間 平成１８年度から平成２２年まで
  - (3) ＪＲ福山駅から中央公園までについての道路の区間
    - ア 実施事業内容

道路標識等の高輝度化

イ 事業予定期間 平成18年度から平成22年まで

(4) JR福山駅から市民参画センターまでについての道路の区間

ア 実施事業内容

丸之内2丁目(東)交差点 横断歩道信号秒数の見直し  
道路標識等の高輝度化

イ 事業予定期間 平成18年度から平成22年まで

(5) JR福山駅からふくやま市民交流館までについての道路の区間

ア 実施事業内容

道路標識等の高輝度化

イ 事業予定期間 平成18年度から平成22年まで

(6) JR福山駅から人権平和資料館までについての道路の区間

ア 実施事業内容

道路標識等の高輝度化

イ 事業予定期間 平成18年度から平成22年まで

(7) 重点整備地区内の道路

ア 実施事業内容

歩道上、横断歩道・バス停留所及びその付近等における違法駐車車両の指導取締り、  
違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

イ 実施予定期間 随時

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき事項

(1) 高齢者、身体障害者、地域住民等からの意見の聴取

上記事業の実施に当たっては、高齢者・身体障害者関連団体の代表者、地域住民、その他  
道路利用者等の意見聴取に努める。

(2) 高齢者、身体障害者等への情報提供

音響信号機、高齢者等感応化青時間延長信号機については、その旨がわかるよう表示板を設  
置するとともに、押しボタンの位置をわかりやすいよう措置する。

(3) 関係機関との連携の強化

福山市と定期的に事業の検討及び点検を行う。

(4) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の改良・高度化の整備に当たっては、周辺信号機との系統制御を確保する。

(5) 違法駐車行為等の防止のための事業における配慮事項

違法駐車の実態の把握、広報・啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業及び迷惑駐輪、  
路上看板等防止に関する指導・啓発活動を関係機関等と連携して、重点的かつ計画的に実施  
する。